

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく ルンビニ一苑（短期入所）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人前橋あそか会（以下「事業者」という。）が設置するルンビニ一苑（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 指定短期入所の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 指定短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第49号）その他関係法令等を遵守し、指定短期入所を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定短期入所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 障害者支援施設 ルンビニ一苑
- (2) 所在地 群馬県前橋市江木町1231番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員の管理、指定短期入所利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期

入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 生活支援員 20名以上

生活支援員は、日常生活上の支援、介護、相談業務を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、日常生活上の健康管理に関するを行う。

(4) 事務職員 2名

事務職員は、施設運営に必要な事務を行う。

(5) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者の栄養管理及び食事の献立に関するを行う。

(6) 調理員 4名以上

調理員は、調理業務に関するを行う。

(7) 医師(嘱託) 2名

医師は、利用者及び職員に対し、定期的及び緊急時の診療及び健康管理を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、4名とする。

(指定短期入所を提供する主たる対象者)

第6条 指定短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

15歳以上の知的障害者とする。

(指定短期入所の内容)

第7条 事業所で行う指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴又は清拭

(3) 身体等の介護

(4) 機能訓練

(5) 生活相談

(6) 健康管理

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1)から(6)に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第8条 指定短期入所を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者及び障害児の保護者が

ら法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

食事の提供に係る費用及び光熱水費

- ① 朝食 1食につき 470円(うち食材料費 170円)
- ② 昼食 1食につき 620円(うち食材料費 250円)
- ③ 夕食 1食につき 570円(うち食材料費 320円)

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第19号）第17条第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(2) 光熱水費 光熱水費 1日につき 150円

(3) 日用品費の実費

(4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適當と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 サービスの利用に当たって、利用者等は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や被害を及ぼすことをおこなってはならないものとする。

2 利用者等は生活のルールも守り、適正な設備利用に努めるものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第10条 事業所は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定短期入所の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、当該利用者の家族

等や当該利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

5 指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した指定短期入所に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、又、法第48条第1項の規定により前橋市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者等及びその家族からの苦情に関して前橋市長が行う調査に協力するとともに、前橋市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとし、誓約書を提出するものとする。

3 職員であった者は、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとし、誓約書を提出するものとする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
 - (6) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
- 2 事業所は、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等障害児・者及び高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供に当たって利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しするものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(勤務体制の確保等)

第16条 施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にした勤務表を毎月作成するものとする。

- 2 施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の職員によって当該サービスを提供するものとする。
- 3 施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2)OJT研修 採用後1年間

(3)継続研修 年2回以上

(地域生活支援拠点の機能を担う事業所)

第17条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第百十六号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担うものとする。

(1) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制を確保したうえで、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(2) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(3) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要なものや行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人財の要請を行う機能。

(4) 地域の体制づくり

地域の社会資源の連携体制構築等を行う機能

(その他運営に関する重要事項)

第18条

- 1 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 事業所は、利用者等に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。
- 3 事業所は、指定短期入所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、一部を改定し平成27年4月1日から施行する。

この規程は、一部を改定し平成29年4月1日から施行する。

この規程は、一部を改定し令和3年4月1日から施行する。

この規程は、一部を改定し令和4年4月1日から施行する。

この規程は、一部を改定し令和5年4月1日から施行する。

この規定は、一部を改訂し令和6年4月1日から施行する。